

第4章

海外子会社対応、グループ間取引など 「連結」目線からの 影響度調査の留意点

この章のエッセンス

- 影響度調査の対象会社を絞り込み、調査対象としなかった会社は会計方針の決定後に展開する。
- 収益認識基準は、基本的に個別財務諸表にも適用されるため、各社の会計方針が変更になる可能性があり、従来の売上高と異なる可能性がある。そのため、グループ会社間取引消去について留意する必要がある。
- 収益認識基準の適用時には、何がグループ会社間取引消去にあたって差異となるかを把握し、調整のための情報を入力する仕組みが必要となることから、少なくともグループ間取引については影響度調査の段階から把握しておくことが望ましい。

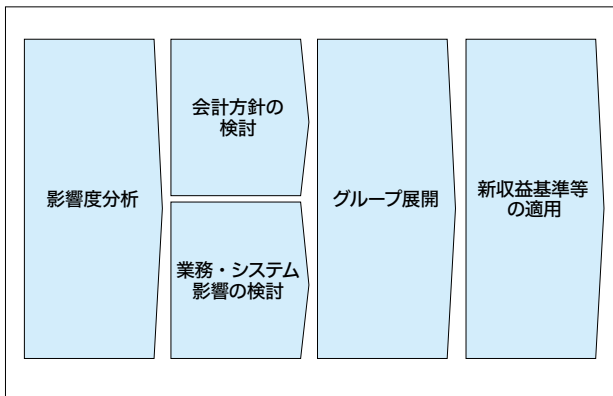
Q8
グループ会社が複数ある場合の進め方や展開方法

グループ会社が複数ある場合の課題は

収益認識基準の適用までのステップは、Q1で説明したとおりであるが、簡略して図示すると図表15のようになる。

収益認識基準の先行事例やIFRS 15号の事例における実際のプロジェクトでは、図表15のようにスムーズにステップを踏めず、各ステップにおいて次のような課題が見受けられる。

(図表15) 新収益基準等の適用までのステップ(概要)



(1) 影響度分析の段階

グループ会社における収益認識基準への理解の程度にはばらつきがあるため、調査結果が意図した回答になっていないことが多く、プロジェクトチームとグループ会

(2) 会計方針の検討段階

社とのやり取りが繰り返されることがある。また、この影響度調査の段階では収益認識基準に対する会計方針が具体的に決まっていないため、グループ会社からの問い合わせに対しても不明確なまま回答した結果、後々やり取りが繰り返されることがある。

(3) 業務およびシステムへの影響の検討段階

各社のシステムがグループ全体で共通していない場合や、システムが共通化されていても一部の機能を使用していないなどその運用が共通化